

## 独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動(平成20事業年度)に関する所見について

平成21年12月9日 総合科学技術会議有識者議員

我が国の科学技術政策の推進に重要な役割を果たしている独立行政法人、国立大学法人等については、その収入の大部分を運営費交付金が占めており、予算編成段階ではその用途の内容や業務、配分額を把握するには限界がある。

そのため、平成17年度より総合科学技術会議において、独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動を第3期科学技術基本計画等に定める諸施策の推進等の観点から把握、分析、公表している。

### 対象とする法人

- ・研究開発活動を行う29の独立行政法人
  - ・資金配分活動を行う7の独立行政法人(このうち4の独立行政法人は研究開発活動も行うもの)
- 合計32の独立行政法人
- ・国立大学法人86法人、大学共同利用機関法人4法人、および独立行政国立高等専門学校機構1法人
- 合計91法人

### 調査の視点

個別プロジェクトではなく法人全体の活動を包括的に対象にし、第3期科学技術基本計画、分野別推進戦略等に定める諸施策の推進等の観点を中心に調査。

(注:国立大学法人等における教育研究の特性に配慮し、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人との違いに留意する。)

## 研究開発活動を行う独立行政法人(29法人)

### ○研究開発活動の全体像

1. 戦略重点化、知財活用等、国の科学技術政策への対応については、引き続き進展。法人の収入は、全体で3.3%伸びているが、18法人において運営費交付金が減少。うち、6法人が外部資金等の獲得により収入を拡大。
2. システム改革が進展する一方、若手研究者ポストの非常勤化(常勤ポスト5.6%減、非常勤ポスト15.8%増)、民間資金の減少(対前年比18.1%減)等もあり。

### ○研究開発力強化法施行の徹底

1. 法律上の義務である人材の活用等の方針を策定・公表しているのは、半数程度。総人件費改革の取組の例外とされた人件費は常勤職員の総人件費の9.1%。その内、手続きを完了したものは80.3%。各法人は、法の義務への対応を早期に完了させるとともに、積極的な活用を行うべき。
2. 若手研究者ポストの非常勤化、民間資金の減少等が進んでいる現状に鑑みて、各法人は改革の障害への理解を深め、法の趣旨を実態に反映させるべく努力が必要。

これまでのシステム改革への取組を強化・加速し、  
研究開発力の強化に向けて一層努力すべき。

## 資金配分活動を行う独立行政法人(7法人)

### ○研究開発力強化法施行の徹底

・研究開発力強化法で求められている若手研究者等向けの資金配分プログラムの拡充及び予算執行の柔軟性確保について、5法人で若手研究者向けのプログラムが設置されるなど様々な取組が始まってきているが、より具体的な活動を一層推進すべき。

→研究開発力強化法の施行を徹底し、資金配分活動の充実に一層努力すべき。

### ○研究資金供給の体系化・ルールの一統化の推進

・優れた研究を的確に支援し、イノベーションに導くために、分かりやすく体系化された研究資金供給の仕組みを確立すべき。

→研究資金供給の体系化・ルールの一統化を進め、イノベーションに導く仕組みを確立すべき。

### ○公正で透明性の高い審査体制の確立

・審査員データベースは全7法人で整備されているが、その内容の充実や審査実績に関するフォローアップ及び応募者への審査内容と結果に関するフィードバックについて、さらに取組を充実すべき。

→公正で透明性の高い審査体制を確立し、的確な審査を実施すべき。

**研究開発資金を最大限有効活用すべく、システム改革を推進すべき。**

## 国立大学法人等

### ○運営費交付金削減の影響

- ・国立大学法人運営費交付金は、予算ベースで、平成16年度12,415億円から21年度11,695億円と減少しており、例えば、設備整備や情報媒体資料購入等への影響が見られる。
- ・各法人は運営費交付金の削減を、外部資金等の増加で補う努力をしているが、外部資金等の獲得状況については、法人間で差がみられる。
  - 各法人が特性や機能を生かし、独自の経営体制のもと、質の高い教育研究を遂行しうる環境が整備されるよう、基盤的経費への配慮が必要。

### ○卓越した教員等の確保に関する取組み

- ・各法人において、給与上の優遇措置・弾力的対応、優秀な業績に対するインセンティブ、研究環境のサポート等、各種の取組が行われている。
  - 人材の活用に係る研究開発等の推進のための基盤強化に向け、各法人の特性を生かした、なお一層の取組を期待。

### ○特色や特性を生かした国立大学の活動

- ・地方圏の各法人において、大学発ベンチャー設立数が、都市圏におけるそれを上回るなど、地域の特性を生かした取組が行われている。
- ・大学院大学、医科大学、教育大学等においても、論文引用度に関し、高い値を示す法人がみられる。
  - 各法人の特性を生かした取組がアウトプットに反映され、高評価をよび、次の取組につながるという、科学技術研究活動の好循環が促進されることを期待。

## 国立大学法人等

### ○女性研究者の活躍推進

- ・女性教員数、および全教員に占める割合は、平成20年度7,491人(19年度7,352人)、12.3%(19年度12.1%)と**微増**。
- ・女性研究者の割合や採用の**数値目標**を設定している法人は、平成20年度40.0%(前年度32.2%)と**増加**。

→女性研究者の割合・採用の数値目標の設定、女性研究者に対する支援体制の整備等、各法人の状況に応じた、より一層の取組が必要。

### ○若手研究者の活躍促進

- ・若手(37歳以下)教員数、および全教員に占める割合は、平成19年度13,200人(17年度、14,342人)、21.4%(17年度、23.3%)と**減少**。

→テニユア・トラック制等の普及・定着等、若手研究者の活躍に向けた、意識改革やシステム改革の推進が必要。

各大学の機能や地域における特性・役割を生かした取組がより一層進展することが、国立大学法人等の科学技術関連活動の多様な展開にとって重要。